

私立幼稚園就園奨励費補助金について

鞍手町では、幼児教育の普及・充実及び保護者の経済的負担軽減のため、子どもを幼稚園に就園させている保護者の人に、町民税額に応じて保育料等の一部を補助する「就園奨励費補助金」の交付しています。



● 次のすべての要件を満たす世帯が対象です

- ① 園児が私立幼稚園（町外の幼稚園を含む）に在園していること
- ② 園児が満3歳児以上で小学校就学前であること
- ③ 園児が鞍手町に居住し、住民登録をしていること

● 申請の際は次の書類を幼稚園に提出してください

- ① 保育料等減免措置に関する調書
- ② 添付書類 ※詳細については、申請書（6月末から7月初旬配布予定）と一緒に配布する「おしらせ」をご覧ください

● 補助金額について

補助金額は次の表のとおりです。なお、平成28年度から区分の該当要件及び補助限度額を一部変更しています
 ・【区分1～3】の対象園児の兄・姉について、多子計算の年齢制限（小学1～3年生であること）を廃止しました
 ・【区分2～3】に該当するひとり親世帯等の補助限度額が変更になりました

区分	園児順位 補助限度額等	区分1～3で小学生以上の兄姉がいない園児または区分4・5で小学1～3年生の兄姉がいない園児		区分1～3で生計を一にする小学生以上の兄姉が1人いる園児、区分4・5で小学1～3年生の兄姉が1人いる園児	
		園児順位	補助限度額	園児順位	補助限度額
【区分1】生活保護世帯		第1子以降	308,000円	第2子以降	308,000円
【区分2】町民税非課税世帯、町民税所得割非課税世帯	ひとり親世帯等（※1）	第1子以降	308,000円	第2子以降	308,000円
	上記以外の世帯	第1子	272,000円	第2子	290,000円
		第2子	290,000円	第3子以降	308,000円
【区分3】当該年度に納付すべき町民税の所得割額が基準額①（※2）以下の世帯	ひとり親世帯等（※1）	第1子	217,000円	第2子以降	308,000円
	上記以外の世帯	第2子以降	308,000円	第2子	211,000円
		第1子	115,200円	第3子以降	308,000円
【区分4】当該年度に納付すべき町民税の所得割額が基準額①より大きく基準額②（※2）以下の世帯		第2子	211,000円		
		第3子	308,000円		
		第1子	62,200円	第2子	185,000円
【区分5】区分1～4以外の世帯		第2子	185,000円	第3子以降	308,000円
		第3子	308,000円		
		第1子	—	第2子	154,000円
		第2子	154,000円	第3子以降	308,000円
		第3子	308,000円		

◎区分1～3で生計を一にする小学生以上の兄姉が2人以上いる園児または区分4・5で小学校1～3年生の兄姉が2人以上いる園児の補助限度額は、一律308,000円です

※1：ひとり親世帯等とは、次のいずれかに該当する世帯です

▷生活保護法第6条第2項に規定する要保護者 ▷母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者 ▷身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る）▷療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る）▷精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る）▷特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る）▷国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る）

※2：基準額①… 34,500円 + (16歳未満の扶養人数 × 21,300円) + (16歳以上19歳未満の扶養人数 × 11,100円)
 基準額②… 171,600円 + (16歳未満の扶養人数 × 19,800円) + (16歳以上19歳未満の扶養人数 × 7,200円)

● 注意事項・問い合わせ

- ▶補助金額は、当該年度に幼稚園に納めた入園料・保育料の範囲内となります
- ▶中途入・退園、休園または転入・転出の場合は、月割計算します
- ▶所得割額は園児の父母分を合算します。また住民票上の世帯主が父母以外で、園児の父母ともに非課税の場合 は世帯主の町民税所得割額も合算して所得階層区分を決定します
- ▶町民税の所得割額は、住宅借入金等特別税額控除等がある場合には、適用前の額となります
- ▶詳しいことは、鞍手町教育委員会 ☎ 4 2 局 7 2 0 2 番まで

出前講座

まちづくりについて

知りたい。聞きたい。学びたい。



町では「住民参画によるまちづくり」、「開かれた町政」を実現するため「まちづくり出前講座」を行っています。

これは、町政や公的な制度などについて理解を深めてもらうもので、町の職員などがみなさんのもとを訪ね、講師として説明するものです。

また、出前講座には「町長との対話集会」（キャッチボールトーク）もあり、町政に関するテーマについて住民のみなさんと町長とが直接意見を交わす機会も用意されています。

出前講座開催までの流れ

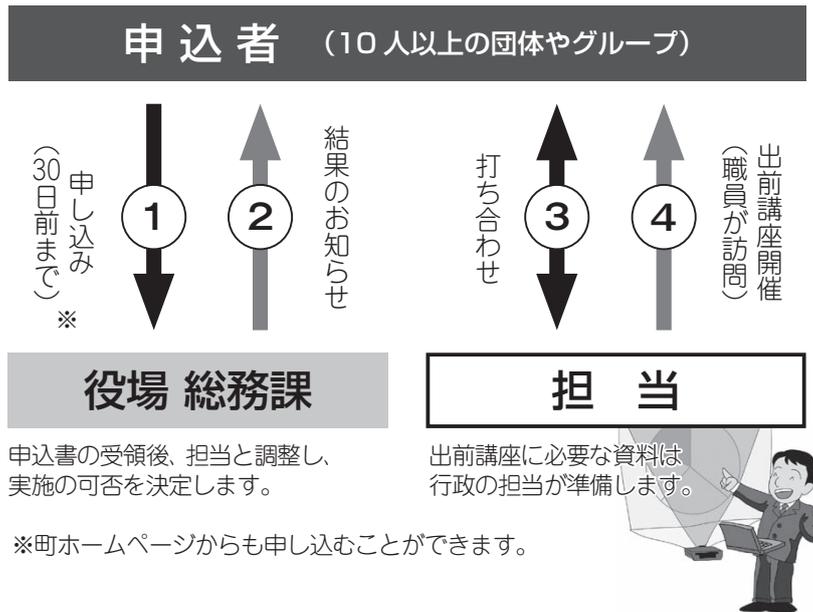
出前講座は、町内に住んでいる人や勤務している人などで構成された団体やグループで申し込むことができます。個人で申し込むことはできません。

申し込み前の準備

- ①受講を希望するメニューを選びます
- ②開催日を決めます（第2希望まで）
- ③会場を決めます（申込者が手配）
- ④申込書を記入します

開催を希望できる日時

土・日・祝日にかかわらず、年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）を除く日の午前9時から午後9時までで、1講座あたり2時間以内です。



講座メニュー

分野	No.	講座名	担当	分野	No.	講座名	担当
まちづくり	1	キャッチボールトーク	総務課	健康づくり	17	もっと体を動かそう	保険健康課
	2	鞍手町の財政について	政策推進課		18	慢性腎臓病のはなし	
防災・防犯	3	防災知識あれこれ	総務課		19	生活習慣病予防のはなし	
	4	防犯知識あれこれ			20	食育推進教室（料理教室）	
	5	避難行動要支援者名簿等作成について			21	認知症サポーター養成講座	
くらし	6	広報紙をつくってみよう	政策推進課		22	介護予防講座	
	7	消費生活講座「悪徳商法にご注意を！」	地域振興課	人権	23	男女共同参画を学ぼう	福祉人権課
	8	下水道事業について	上下水道課	子育て	24	子ども・子育て支援について	
	9	やってみよう確定申告（初級編）	税務住民課	福祉・保険制度	25	わかりやすい介護保険制度	
	10	町税について	福岡法務局直方支局		26	障がい者福祉制度について	
	11	ごみの減量、分別、リサイクルについて			農政環境課	27	地域福祉計画について
	12	相続と遺言について		保険健康課	28	国民健康保険制度について	
	13	土地の境界について	29		後期高齢者医療制度について		
文化・教育	14	鞍手町出前歴史講座	歴史民俗博物館	見学	30	浄水場施設見学	上下水道課
	15	出前歴史体験講座		31	遠賀川下流浄化センター施設見学		
	16	鞍手町文化財探訪講座					

※その他の講座の内容については、お問い合わせください。

お気をつけください

- ①キャッチボールトークは、あらかじめテーマを設定させていただきます。また、日程も調整させていただきます。
- ②講座の開催時間は、すべて2時間以内です。
- ③会場は出前講座の申込者が手配してください。
- ④町への苦情・陳情を目的とした申し込みは控えてください。

◆ お問い合わせ ◆

役場総務課庶務管財係 ☎42局2111番（内線321）

詳しい内容は、町のホームページでも確認できます。

鞍手町 まちづくり出前講座

検索

